

北海道開発局低頻度大水害ハザードマップ検討会設置要領（案）

（設置）

第1条 北海道開発局に北海道開発局低頻度大水害ハザードマップ検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 検討会は、計画を越える低頻度大水害に係る被害想定手法、ハザードマップ作成指針、危機管理体制等について検討することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 検討会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 低頻度大水害の推定方法の検討
- （2） 低頻度大水害の被害想定手法の検討
- （3） 低頻度大水害ハザードマップの作成及び精度向上に向けた検討
- （4） 低頻度大水害ハザードマップ作成指針の作成
- （5） 低頻度大水害に対するモデル市町村地域防災計画（案）の作成
- （6） 低頻度大水害に対する危機管理体制の検討
- （7） 前6号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事項の検討

（組織）

第4条 検討会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、北海道開発局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 座長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。
- 5 座長は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

（議事等）

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会の会議及び委員に配布された資料は、支障のない範囲で公開に努めるものとする。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、北海道開発局建設部河川計画課において処理する。

（雑則）

第7条 この通達に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成23年 月 日から施行する。